

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社（以下「会社」という。）において、事務職として勤務していた。請求人によれば、平成○年○月○日午後1時頃、障害者の定期採用の業務に従事していたところ、試験会場に向かっていた受験者に後方から声をかけたが、聴覚障害のためか気付かれなかったことから、小走りで同受験者を追いかけた際に右足に痛みが出現した（以下「本件負傷」という。）という。

請求人は、平成○年○月○日、C整形外科に受診し「右膝前十字靱帯損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病を受傷したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は業務遂行中の災害によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人が受傷した本件傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、請求人は会社が行った障害者の定期採用試験において、遅刻してきた聴覚障害のある受験者に受験票を渡すため、小走りで追いかけて、その後、一連の動作により「膝くずれ」を起こして本件傷病を生じさせたのであるから、本件負傷態様と本件傷病との間に因果関係が認められることは明らかである旨主張する。

(2) 請求人の本件傷病発症に至る状況に係る申述等についてみると、平成○年○月○日監督署受付の療養補償給付たる療養の給付請求書（乙1。以下「給付請求書」という。）の「災害の原因及び発生状況」欄に、「（受験者に）後方から声がけをしたが、聴覚障がいでは聞こえず、数歩小走りした。右足に痛みが走り、その後、足を引きずり業務を遂行した。」と記載され、同年○月○日付け災害発生報告書には、具体的な災害発生時の姿勢として、「立って受付をしていたので、そのまま走ろうとした前傾姿勢」と記されている。また、C整形外科の診療録の「負傷発病の原因及状況」欄に、「人を追いかけて走り出した際、右膝から音がして衝撃を受け痛み膝くずれを認めた。」と記載されている。

他方、平成○年○月○日審査官受付災害発生詳細報告書（平成○年○月○日監督署受付災害発生詳細報告書も内容は同一。）、平成○年○月○日作成聴取書、平成○年○月○日付け審査官宛て文書、再審査請求理由書及び本件公開審理における請求人らの申述等を踏まえると、本件傷病発症に至る状況は、以下のとおりとなる。

すなわち、請求人は、遅刻してきた聴覚障害のある受験者が受験票を受領し

ないまま筆記試験会場に向かっていることに気付き、受験票を当該受験者に渡すため、○会議室（受付）に戻って受験票を手に取り、廊下に出て当該受験者に声を掛けたものの気付かないことから、小走りで追いかけた。請求人は、○会議室の前で受験者に追いつき、右手を伸ばし当該受験者をたたいて知らせようとしたがタイミングが合わずにバランスを崩し、左足が宙に浮いた状態で前傾姿勢になり、右足だけに体重がかかった状態のまま転ばないように右足で踏ん張って、たたらを踏むように右足のみでトントンと2回飛び跳ねて体を支えたとき、右膝から「バキ」と音がし、右膝に強い痛みを感じた、というものである。

- (3) 上記(2)の災害発生詳細報告書等を踏まえた本件傷病発症に至る状況と平成○年○月○日付け上申書添付の「本件負傷現場の見取り図」に示された現場の状況を併せて考察するに、請求人は、本件傷病発症に至るまで受験者を追いかけて約6m小走りをしたものとみるのが合理的であるところ、監督署長に対する請求当初の給付請求書等に記載された「数歩小走りした」ないし「走り出した」際に発症し、災害発生時の姿勢は立位での受付対応から「そのまま走ろうとした前傾姿勢」とする内容は、明らかにこれと相違していることから、請求人の申述は一貫しているとする請求人らの主張は採用できず、また、監督署の調査には事実と異なる点があるとする請求人らの主張についても、客観的な根拠はなく、むしろ信憑性を欠くものと判断せざるを得ない。

したがって、当審査会は、本件傷病は請求人の当初の申述どおり「数歩小走りし」ないし「走り出した」際に発症したものとみるのが妥当であると判断する。

- (4) 靱帯損傷は、スポーツ外傷や交通事故等で大きな力が膝に加わったときに発症するものとされているところ、上記(3)のとおり本件傷病は「数歩小走りした」ないし「走り出した」際に発症したものとみるのが妥当であって転倒等によって請求人の膝に本件傷病を発症し得る外力が加わったものとは認められないことから、本件傷病と業務との間に相当因果関係は認められないと判断する。

なお、当審査会においてC整形外科から提出を受けた平成○年○月撮影のエクス線画像を読影した結果、本件傷病、すなわち右膝十字靱帯損傷との診断には疑義があるが、傷病発症の原因が、「数歩小走りし」ないし「走り出した」

ことによるものである以上、当該動作は一般的に日常生活でも行うもので、業務を行っていた機会にたまたま本件傷病を発症したものと解されることから、いずれにしても本件傷病と業務との間に相当因果関係は認められないと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、請求人が受傷した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。